

公益財団法人黒石市スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人黒石市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県黒石市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、黒石市における各単位スポーツ団体等の緊密な連絡融和を図るとともに、これを育成し、もって市民の生涯スポーツの普及と健康づくりの推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツの振興に関すること。
- (2) 体育・スポーツに関して黒石市及びその他の機関と連絡調整を図ること。
- (3) 公の体育施設等の管理運營業務を行うこと。
- (4) その他この法人の目的達成に必要な事業を行うこと。

2 前項の事業は、黒石市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産を、この法人の基本財産とする。

2 基本財産の額は2,200万円とし、定期預金若しくは国債等安全確実な方法で保管する。

3 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載し

た書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会費納入)

第10条 この法人の役員及び加盟団体は、別に定める会費を毎年納入しなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻届をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (7) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議については、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議をもって行うものとする。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、4名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長がこれを行う。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事の中から互選により議長を選任する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(事務局及び職員)

第33条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議に基づき会長が定める。

第9章 名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与

(名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与)

第34条 この法人に名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第35条 この法人に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 加盟団体

(加盟団体)

第36条 この法人に加盟団体を置く。

- 2 この法人の加盟団体は、黒石市内の各種目別アマチュア競技団体及び体育・スポーツ愛好者の団体とする。

(加盟手続)

第37条 この法人に加盟しようとする団体は、次の書類を添えて会長に申請し、理事会及び評議員会の同意を経て加盟することができる。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿

- (3) 会員数
 - (4) 事務所及び担当者
 - (5) 予算書
 - (6) 既往の主な事業
- (脱会)

第38条 加盟団体が脱会しようとするときは、理事会及び評議員会の同意を経なければならぬ。

- 2 加盟団体が第36条に掲げる資格を失ったとき、又は加盟団体として不適当と認められたときは理事会及び評議員会の同意を経てこれを脱会させることができる。

第12章 専門委員会

(専門委員会)

第39条 この法人は理事会の決議を経て専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は第4条に定める事業に関し、その専門事項を処理する。
 - 3 専門委員会の名称、委員その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。
- (専門委員会の委員長)

第40条 専門委員会には委員長を置き、会長が指名する者がこれに当たる。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。
- (解散)

第42条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 個人情報の保護及び公告

(個人情報の保護)

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第15章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により別途定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	北山二郎	田中禧六	山田壽悦	吉田安宏
	小田桐裕蔵	奥野正行	村元英美	佐藤秀悦
	松井義裕	三上勝幸	工藤倫生	駒井昭雄
	鎌田光広	齋藤 誠	森 勇一	宇野元雄
	小野正己	齋藤光雄	種市 斉	
監事	後藤耕谷	工藤義継	佐藤裕治	

4 この法人の最初の会長は北山二郎、副会長は、田中禧六、山田壽悦、吉田安宏、小田桐裕蔵、専務理事は奥野正行、常務理事は、村元英美、佐藤秀悦、松井義裕、三上勝幸とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石澤年伸	石澤博文	伊藤京一	大川 優	小山内隆文
北山年昭	工藤 剛	工藤伸太郎	後藤浩生	佐々木喜久
佐藤 泉	関 孝道	千葉ひとみ	津川成寿	豊巻哲司
中辻 淳	芳賀瑞之	山谷博文	八木橋旬一	工藤秀幸

6 この定款変更は、令和3年4月1日から施行する。(一部改正)